

事務連絡

令和3年11月1日

居宅介護支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の流れについて（通知）

令和3年10月1日から、より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的として、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出し、点検・検証することとなりました。

つきましては、下記のとおり検証の流れについて、概要をまとめましたのでお知らせします。
なお、この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではないことを申し添えます。

記

1 検証の流れ

別紙のとおり

2 届出対象となるケアプラン

厚生労働大臣が定める基準に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、長岡市が指定するもの

※ 基準に該当する居宅介護支援事業所は、国民健康保険団体連合会から提供される情報を基に当該課で抽出し、提出するプランを指定します。

なお、初回の情報提供（令和3年10月～12月分）が、令和4年2月頃と見込まれているため、市からの提出依頼も同時期を想定しています。

3 その他

本検証に関する各種様式は現在準備中です。国の通知等に基づいて定めたのち、別途お知らせします。

また、長岡市ホームページ（「トップページ」→「健康・福祉」→「高齢者・介護」→「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について」）に、順次情報を掲載予定です。

（ URL： <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/care-plan.html> ）

4 参考資料

- (1) 介護保険最新情報 Vol. 1006 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）」
- (2) 介護保険最新情報 Vol. 1009 「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 今井・渡邊（一）
電 話：0258-39-2245（直通）
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp